

西宮市甲東ホールの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市甲東ホールについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 対象施設

名 称 西宮市甲東ホール
所在地 西宮市甲東園3丁目2番29号

2 指定管理者として指定した団体

名 称 株式会社 双葉化学商会
代表者 代表取締役 京藤 光江
所在地 西宮市産所町14番6号

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 甲東ホールにおける文化芸術の鑑賞事業等の企画、実施に関する業務
- (2) 甲東ホールの使用の許可、不許可及び条件の付与に関する業務
- (3) 甲東ホールの使用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- (4) 甲東ホールの使用許可の取消、使用の制限若しくは停止、許可条件の変更又は退去に関する業務
- (5) 甲東ホールにおける特別の設備に係る許可に関する業務
- (6) 甲東ホールの使用に係る原状回復に関する業務
- (7) 甲東ホールへの入館の制限に関する業務
- (8) 甲東ホールへの立ち入り調査に関する業務
- (9) 甲東ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (10) 甲東ホールに係る防火管理者の選任及び防火管理に関する業務
- (11) モニタリングに係る利用者アンケート等、施設の設置目的を達成するために必要な業務

4 指定期間

令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

以 上